

採 択

経済環境常任委員会

令和5年6月2日受理		請 第 3 号
件 名	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願	
紹 介 議 員	提 出 者	住 所 氏 名
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平		
(要 旨) 熊本県に対し、多重債務者ほか熊本地震における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む「消費者自立のための生活再生総合支援事業」について、令和6年度以降も引き続き継続されるよう請願する。		
(理 由) 社会問題として深刻化する多重債務問題解決のため、平成18年12月に可決・成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて内閣の多重債務者対策本部で策定された「多重債務問題改善プログラム」では「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。 当弁護士会は、貴議会に対し「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は継続して事業継続を求める要望書や請願書を提出して事業継続につなげ、平成29年度からは「消費者自立のための生活再生支援事業」として実施され、事業開始からの約13年間に、学校進学に係る費用、生活費等で739件、2億9,867万円の貸付や債務整理による債務減が78億5,128万円にのぼるなど、県民に対する経済効果が発生している。 特筆すべきは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現しており、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程の実現により、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっている。 さらに、平成29年度からは、個別要因に応じたトラブル解決支援、すなわち相談者の抱える問題の解決に必要な関係機関に赴き、個々の抱える副次的トラブルの解決及び事後のフォローアップなどの伴走型支援を行うことが事業の内容として盛り込まれ、熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の復興支援、新型コロナウイルス感染により影響を受けている方々に対する支援として、本事業が力を発揮すべき状況にある。 このように、本事業は、熊本県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上」を図り、同条例第38条に定める多重債務問題の改善を図るために必要な事業であるとともに、熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の復興のための制度でもある。加えて、コロナ禍における減収は収束の見込みが立たない中、生活困窮者らの生活再建も迅速さも合わせて対処しなければ「消費者自立のための生活再生」という目的を実現することはできない。については、令和6年度以降も本事業を継続すべきと考える。		